

技術規則に対する誤記修正

2025 年第 1 回

技術規則に対する誤記修正

2025 年 6 月 20 日発行



一般財団法人 日本海事協会

本資料について：

本資料は、本会の技術規則の誤記に関する修正を纏めたものです。

本資料でいう誤記とは、規則及び要領として規定する要件の要求事項、意図、技術背景に変更を及ぼすことのない修正をいい、例えば、誤字の修正や参照先の修正を言います。

内容

鋼船規則 C 編 1 編 3 章 3.5.2.9-1.....	1
鋼船規則 C 編 1 編 14 章 14.11.1.4-1.....	1
鋼船規則 C 編 1 編 附属書 14.16 An2.6.2-3.....	2
鋼船規則 CSR-B&T 編 1 編 5 章 1 節 3.4.5.....	4
鋼船規則 H 編 2 章 2.8.1-6.....	5
鋼船規則 H 編 2 章 2.18.1-1.....	5
鋼船規則 PS 編 6 章 6.3.1-1.....	6
鋼船規則 R 編 9 章 9.3.2.....	7
安全設備規則 3 編 2 章 2.7.1.....	8
鋼船規則検査要領 C 編 附属書 C35.2.4 2.6.2-3.....	9
鋼船規則検査要領 R 編 R10.5.2-3.....	10
鋼船規則検査要領 R 編 R20.4.1.....	10
鋼船規則検査要領 R 編 附属書 R5.3.1-1. 表 1.....	11
鋼船規則検査要領 R 編 附属書 R5.3.1-1. 表 2.....	12
安全設備規則検査要領 3 編 2 章 2.7.1.....	13

鋼船規則 C 編 1 編 3 章 3.5.2.9-1.

正	現行	備考
<p>-1. 開口部の遊辺に補強材を設ける場合 (図 3.5.2-1. 参照), 補強材のウェブ深さ h_{w-gr} (mm) は, 次の算式を満たさなければならない。</p> $h_{w-gr} \geq \max \left(50, 0.05l \sqrt{\frac{\sigma_Y}{235}} \right)$ <p>l: 開口部の遊辺補強材の長さ (mm) で, 図 3.5.2-1.による。</p> <p>-2. 遊辺補強材のウェブとフランジの板厚は, 3.5.2.2 及び 3.5.2.3 の規定を満足しなければならない。</p>	<p>-1. 開口部の遊辺に補強材を設ける場合 (図 3.5.2-1. 参照), 補強材のウェブ深さ h_{w-gr} (mm) は, 次の算式を満たさなければならない。</p> $h_{w-gr} \geq \max \left(50, 0.05l \sqrt{\frac{\sigma_Y}{235}} \right)$ <p>l: 開口部の遊辺補強材の長さ (m) で, 図 3.5.2-1.による。</p> <p>-2. 遊辺補強材のウェブとフランジの板厚は, 3.5.2.2 及び 3.5.2.3 の規定を満足しなければならない。</p>	<p>文言修正</p>

鋼船規則 C 編 1 編 14 章 14.11.1.4-1.

正	現行	備考
<p>-1. 丸窓及び角窓の設計圧力は, それぞれ表 14.11.1-1.及び表 14.11.1-2.により定められた最大許容圧力より小さくなくてはならない。各窓の設計圧力 P (kPa) は次の算式による。</p> $P = 10ac(bf - y)$ <p>a, c, b及びf: 4.9.2.2 により定まる値。なお, 乾舷甲板下の場所及び船楼に設ける丸窓に対する係数aの値は, 乾舷甲板上第1層目の甲板室として 4.9.2.2 を適用すること。</p> <p>y: 夏期満載喫水線から丸窓の下縁までの鉛直距離 (m), 又は木材満載喫水線が指定されているときは, 夏期木材満載喫水線から丸窓の下縁までの距離 (m)</p> <p>-2. 前-1.の規定にかかわらず, 設計圧力は表 14.11.1-3.により定まる最小設計圧力未満としてはなら</p>	<p>-1. 丸窓及び角窓の設計圧力は, それぞれ表 14.11.1-1.及び表 14.11.1-2.により定められた最大許容圧力より小さくなくてはならない。各窓の設計圧力 P (kPa) は次の算式による。</p> $P = 10ac(bf - y)$ <p>a, c, b及びf: 4.9.2.2 により定まる値。なお, 乾舷甲板下の場所及び船楼に設ける丸窓に対する係数aの値は, 乾舷甲板上第1層目の甲板室として 4.9.2.2 を適用すること。</p> <p>y: 夏期満載喫水線から丸窓の下縁までの鉛直距離 (m), 又は木材満載喫水線が指定されているときは, 夏期木材満載喫水線から丸窓の下縁までの距離 (m)</p> <p>-2. 前-1.の規定にかかわらず, 設計圧力は表 14.11.1-3.により定まる最小設計圧力未満としてはなら</p>	<p>文言修正</p>

ない。	ない。	
-----	-----	--

鋼船規則 C 編 1 編 附属書 14.16 An2.6.2-3.

正	現行	備考
<p>-1. 検査に先立ち、立会する検査員が天候の予測及び合理的な海象状態における船体の応答を考慮の上で満足するよう、権限を付与された人間により、次の事項を含む安全対策が講じられるべきである。</p> <p>(1) タンク内の水面は平静な状態（予測可能な全ての状況下において、タンク内の水面の上昇が 0.25 m を超えてはならない。）にあり、かつ、水位は定常状態にあるべきである。ボート又はいかだの使用中は、決して水位を上昇させるべきではない。</p> <p>(2) 14.16.3.4-10.(4)(c) ii)に従って各ベイに安全な出入りが可能となる固定設備が備えられる場合を除き、ボート又はいかだの上面からもっとも深い甲板桁における面材の平行部までの垂直距離が 1 m 以内となることが無いようにすべきである。</p> <p>(3) ボート又はラフトが使用されるタンク又は区画は、クリーンバラストのみが漲水されるべきである。薄い油膜が観測される場合、当該タンク又は区画内の安全性が確保されるよう、区画内の雰囲気について追加の確認が行われるべきである。</p> <p>(4) ボート又はラフトが使用されるタンク又は区画が共通通気装置又はイナートガス装置により他のタンク又は区画と連結されている場合、当該タンク又は区画は、連結されているタンク又は</p>	<p>-1. 検査に先立ち、立会する検査員が天候の予測及び合理的な海象状態における船体の応答を考慮の上で満足するよう、権限を付与された人間により、次の事項を含む安全対策が講じられるべきである。</p> <p>(1) タンク内の水面は平静な状態（予測可能な全ての状況下において、タンク内の水面の上昇が 0.25 m を超えてはならない。）にあり、かつ、水位は定常状態にあるべきである。ボート又はいかだの使用中は、決して水位を上昇させるべきではない。</p> <p>(2) 14.16.3.4-10.(4)(c) ii)に従って各ベイに安全な出入りが可能となる固定設備が備えられる場合を除き、ボート又はいかだの上面からもっとも深い甲板桁における面材の平行部までの垂直距離が 1 m 以内となることが無いようにすべきである。</p> <p>(3) ボート又はラフトが使用されるタンク又は区画は、クリーンバラストのみが漲水されるべきである。薄い油膜が観測される場合、当該タンク又は区画内の安全性が確保されるよう、区画内の雰囲気について追加の確認が行われるべきである。</p> <p>(4) ボート又はラフトが使用されるタンク又は区画が共通通気装置又はイナートガス装置により他のタンク又は区画と連結されている場合、当該タンク又は区画は、連結されているタンク又は</p>	

<p>区画からガスの移動を防止するよう隔離されるべきである。</p> <p>(5) ボート又はいかだに乗り込む全ての人間に対し、適切な救命胴衣が準備されるべきである。</p> <p>(6) ボート又はいかだは、十分な長さを有するロープ等で交通用のはしごに繋がれているべきである。また、交通用のはしご下方のボート又はいかだの見通しが利く位置に、追加の人間が配置されるべきである。</p> <p>(7) タンク又は区画内の検査実施者、甲板上に待機する当該検査の責任を負う士官、航海船橋及びバラスト制御室のバラストポンプ操作者の間の意思伝達のために、通話装置が用意されるべきである。</p> <p>(8) 検査を安全かつ効果的に実施するために、適切かつ安全な照明が用意されるべきである。</p> <p>-2. An2.6.1 に適合するいかだを提供することは、船主の責任である。</p> <p>-3. ラフティングによる検査のための編成については、いかだの使用に関するオペレーション及び訓練が船舶の船安全管理システムで扱われるべきである。</p>	<p>区画からガスの移動を防止するよう隔離されるべきである。</p> <p>(5) ボート又はいかだに乗り込む全ての人間に対し、適切な救命胴衣が準備されるべきである。</p> <p>(6) ボート又はいかだは、十分な長さを有するロープ等で交通用のはしごに繋がれているべきである。また、交通用のはしご下方のボート又はいかだの見通しが利く位置に、追加の人間が配置されるべきである。</p> <p>(7) タンク又は区画内の検査実施者、甲板上に待機する当該検査の責任を負う士官、航海船橋及びバラスト制御室のバラストポンプ操作者の間の意思伝達のために、通話装置が用意されるべきである。</p> <p>(8) 検査を安全かつ効果的に実施するために、適切かつ安全な照明が用意されるべきである。</p> <p>-2. An2.6.1 に適合するいかだを提供することは、船主の責任である。</p> <p>-3. ラフティングによる検査のための編成については、いかだの使用に関するオペレーション及び訓練が船舶の船安全管理システムで扱われるべきである。</p>	<p>文言修正</p>
---	---	-------------

鋼船規則 CSR-B&T 編 1 編 5 章 1 節 3.4.5

正	現行	備考
<p>3.4.5 二重底に作用する垂直力 タンク内の二重底に作用する最大合力 F_{db} は、表 5 に よる最小状態における値未満としてはならない。 タンク内の二重底に作用する最大合力 F_{db} (kN) は、 次の算式による値としなければならない。</p> $F_{db} = g W_{CT} + W_{CTBT}W_{CWBT} - \rho b_2 \ell_{tk} T_{mean} $ <p>W_{CT}: 貨物重量 (t) で、表 6 による。 W_{CWBT}: バラスト重量 (t) で、表 6 による。 b_2: 幅 (m) で、表 6 による。 ℓ_{tk}: 貨物タンク長さ (m) T_{mean}: 考慮する積付状態におけるタンク長さ の中央部での喫水 (m)。</p>	<p>3.4.5 二重底に作用する垂直力 タンク内の二重底に作用する最大合力 F_{db} は、表 5 に よる最小状態における値未満としてはならない。 タンク内の二重底に作用する最大合力 F_{db} (kN) は、 次の算式による値としなければならない。</p> $F_{db} = g W_{CT} + W_{CTBT} - \rho b_2 \ell_{tk} T_{mean} $ <p>W_{CT}: 貨物重量 (t) で、表 6 による。 W_{CWBT}: バラスト重量 (t) で、表 6 による。 b_2: 幅 (m) で、表 6 による。 ℓ_{tk}: 貨物タンク長さ (m) T_{mean}: 考慮する積付状態におけるタンク長さ の中央部での喫水 (m)。</p>	<p>文言修正</p>

鋼船規則 H 編 2 章 2.8.1-6.

正	現行	備考
-6. ヒューズを三相交流電動機回路の保護に使用する場合は、単相運転に対する保護につき <u>つきついで</u> 注意しなければならない。	-6. ヒューズを三相交流電動機回路の保護に使用する場合は、単相運転に対する保護につき注意しなければならない。	文言修正

鋼船規則 H 編 2 章 2.18.1-1.

正	現行	備考
-1. すべての電気推進回路、動力回路及び電灯回路については、導体相互間並びに導体と大地間の絶縁抵抗を測定し、その値は表 H2.19 の値より小であってはならない。	-1. すべての電気推進回路、動力回路及び電灯回路については、導体相互間並びに導体と大地間の絶縁抵抗を測定し、その値は表 H2.19 の値より小であってはならない。	文言修正

鋼船規則 PS 編 6 章 6.3.1-1.

正	現行	備考
<p>-1. 居住区域を支持する張り出し甲板を含む, 居住区域, 業務区域及び制御場所を取り囲む船楼及び甲板室で原油エリアに面する境界面及び当該境界面の側面で境界面から 3m 以内の部分, 「A-60」級仕切りで囲わなければならない。また, 当該甲板室等が生産エリアに面する場合は, 境界面及び当該境界面の側面で境界面から 3m 以内の部分, 「H-60」級仕切りで囲わなければならない。ただし, 原油エリア及び生産エリアから 30m 以上離す場合は「A-0」級仕切りとするか, 本会が適当と認める「A」級仕切りとすることができる。</p>	<p>-1. 居住区域を支持する張り出し甲板を含む, 居住区域, 業務区域及び制御場所を取り囲む船楼及び甲板室で原油エリアに面する境界面及び当該境界面の側面で境界面から 3m 以内の部分, 「A-60」級仕切りで囲わなければならない。また, 当該甲板室等が生産エリアに面する場合は, 境界面及び当該境界面の側面で境界面から 3m 以内の部分, 「H-60」級仕切りで囲わなければならない。ただし, 原油エリア及び生産エリアから 30m 以上離す場合は「A-0」級仕切りとするか, 本会が適当と認める「A」級仕切りとすることができる。</p>	<p>文言修正</p>

鋼船規則 R 編 9 章 9.3.2

正	現行	備考
<p>電線、管、トランク、ダクト等を通すため又は通風端部、照明器具その他これらに類する装置を取り付けるために「B」級仕切りに穴を開ける場合には、耐火性が損なわれないことを確保するための措置をとるとともに、通風ダクトについては 9.7.3-2.の規定に従う。鋼又は銅以外の管が「B」級仕切りを貫通する場合には、次のいずれかにより保護する。</p> <p>(1) 穴を開けられた仕切り壁の耐火性及び使用される管の種類に応じて、火災試験方法コードに基づき試験され本会又は本会が適当と認める機関が承認した貫通装置</p> <p>(2) 厚さ 1.8 mm 以上及び、外径 150 mm 以上の管に対しては長さ 900 mm 以上、外径 150 mm 未満の管に対しては長さ 600 mm 以上（仕切りの両側に均等配分）の鋼製スリーブ。管は、当該スリーブの端部にフランジ又はカップリングにより接続するか、又は、管とスリーブの間の間隙間が 2.5 mm を超えないようにするか、又は管とスリーブの間隙を不燃性材料又は他の適切な材料により充填する。</p>	<p>電線、管、トランク、ダクト等を通すため又は通風端部、照明器具その他これらに類する装置を取り付けるために「B」級仕切りに穴を開ける場合には、耐火性が損なわれないことを確保するための措置をとるとともに、通風ダクトについては 9.7.3-2.の規定に従う。鋼又は銅以外の管が「B」級仕切りを貫通する場合には、次のいずれかにより保護する。</p> <p>(1) 穴を開けられた仕切り壁の耐火性及び使用される管の種類に応じて、火災試験方法コードに基づき試験され本会又は本会が適当と認める機関が承認した貫通装置</p> <p>(2) 厚さ 1.8 mm 以上及び、外径 150 mm 以上の管に対しては長さ 900 mm 以上、外径 150 mm 未満の管に対しては長さ 600 mm 以上（仕切りの両側に均等配分）の鋼製スリーブ。管は、当該スリーブの端部にフランジ又はカップリングにより接続するか、又は、管とスリーブの間隙間が 2.5 mm を超えないようにするか、又は管とスリーブの間隙を不燃性材料又は他の適切な材料により充填する。</p>	<p>文言修正</p>

技術規則に対する誤記修正

安全設備規則 3 編 2 章 2.7.1

正	現行	備考
2.7.1 一般 (<i>SOLAS</i> Chapter III Reg.13, LSA コード 4.7.3.3)*	2.7.1 一般 (<i>SOLAS</i> Chapter III Reg.13, LSA コード 4.7.3.3)*	文言修正

鋼船規則検査要領 C 編 附属書 C35.2.4 2.6.2-3.

正	現行	備考
<p>-3. ラフティングによる検査のための編成については、いかだの使用に関するオペレーション及び訓練が船舶の船安全管理システムで扱われるべきである。</p>	<p>-3. ラフティングによる検査のための編成については、いかだの使用に関するオペレーション及び訓練が船舶の船安全管理システムで扱われるべきである。</p>	<p>文言修正</p>

鋼船規則検査要領 R 編 R10.5.2-3.

正	現行	備考
<p>-3. 規則 R 編 10.5.2-2.(2)にいう「燃料油及び潤滑油の圧力装置並びに歯車伝動装置」とは、例えば、内燃機関、燃料油移送ポンプ、噴燃ポンプ、潤滑油ポンプ、潤滑油冷却器、油清浄器、逆転器、減速歯車装置及び油圧管装置の弁類、こし器等をいう。</p>	<p>-3. 規則 R 編 10.5.2-2.(2)にいう「燃料油及び潤滑油の圧力装置並びに歯車装置」とは、例えば、内燃機関、燃料油移送ポンプ、噴燃ポンプ、潤滑油ポンプ、潤滑油冷却器、油清浄器、逆転器、減速歯車装置及び油圧管装置の弁類、こし器等をいう。</p>	<p>文言修正</p>

鋼船規則検査要領 R 編 R20.4.1

正	現行	備考
<p>-2. 規則 R 編 20.4.1 にいう固定式火災探知装置の総応答時間とは、R29.2.3-2.にいう作動時間をいう。</p> <p>-3. 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に固定式火災探知警報装置が設備される場合は、当該装置は、誤警報を避けるために車両の積み荷及び揚げ荷の間、タイマー等を用いて探知器を切り離すことができる。探知器を切り離す時間は、積み荷及び揚げ荷の時間に合せて設定されること。制御盤には、切り離した探知器の区画が表示されること。手動発信器は切り離しができる配置としてはならない。</p>	<p>-2. 規則 R 編 20.4.1 にいう固定式火災探知装置の総応答時間とは、R29.2.3-2.にいう作動時間をいう。</p> <p>-3. 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に固定式火災探知警報装置が設備される場合は、当該装置は、誤警報を避けるために車両の積み荷及び揚げ荷の間、タイマー等を用いて探知器を切り離すことができる。探知器を切り離す時間は、積み荷及び揚げ荷の時間に合せて設定されること。制御盤には、切り離した探知器の区画が表示されること。手動発信器は切り離しができる配置としてはならない。</p>	<p>文言修正</p>

鋼船規則検査要領 R 編 附属書 R5.3.1-1. 表 1

正		現行							備考
		表 1 IC 方式							参照先の修正
要件		不燃性材料	不燃性材料	低火炎伝播	可燃相当量	発熱量	発煙性	自己発火	
規則 R 編		5.3.1-2.	5.3.1-1.	5.3.2-4.	5.3.2-3.(1.)	5.3.2-2.	6	4.4.4	
1)	くり形				○				
2)	パネル張り	○							
3)	露出面の塗装, 化粧張り, 壁紙			○	○	○	○ ⁽²⁾		
4)	露出面の塗装, 化粧張り, 壁紙			○	○	○	○ ⁽²⁾		
5)	装飾物				○		○		
6)	露出面の塗装, 化粧張り, 壁紙				○	○	○ ⁽²⁾		
7)	スカーテイングボード				○				
8)	防熱材		○ ⁽¹⁾						
9)	隠れた又は近づくことのできない場所の露出面			○					
10)	通風止め	○							
11)	根太	○		○					
12)	内張り	○							
13)	一次甲板床張り						○	○	
14)	床仕上げ材			○ ⁽³⁾			○		
15)	窓枠	○							
16)	窓枠表面			○	○	○	○		
17)	隠れた又は近づくことのできない場所の窓枠表面			○					
18)	天井張り	○							
注)									
(1)		冷却装置の管装置 (R5.3.1-2.を参照すること) に使用される防湿層は, 可燃性材料であっても差し支えないが, これらの材料の露出面は, 炎の広がりを妨げる特性のものでなければならない (規則 R 編 5.3.1-1.)。							
(2)		塗料, ワニスその他の仕上げ材に適用する (規則 R 編 6.2.1)。							
(3)		通路及び階段囲壁のみに適用する。							

鋼船規則検査要領 R 編 附属書 R5.3.1-1. 表 2

正		現行							備考
表 2 IIC 及び IIIC 方式									
要件		不燃性材料	不燃性材料	低火炎伝播	可燃相当量	発熱量	発煙性	自己発火	
規則 R 編		5.3.1-2.	5.3.1-1.	5.3.2-4.	5.3.2-3.(1-)	5.3.2-2.	6	4.4.4	
1)	くり形				○ ⁽³⁾				
2)	パネル張り	○ ⁽⁴⁾							
3)	露出面の塗装, 化粧張り, 壁紙			○	○	○	○ ⁽⁵⁾		
4)	露出面の塗装, 化粧張り, 壁紙			○	○ ⁽³⁾	○ ⁽²⁾	○ ⁽⁵⁾		
5)	装飾物				○ ⁽³⁾		○		
6)	露出面の塗装, 化粧張り, 壁紙				○ ⁽³⁾	○ ⁽²⁾	○ ⁽⁵⁾		
7)	スカーティングボード				○ ⁽³⁾				
8)	防熱材		○ ⁽¹⁾						
9)	隠れた又は近づくことのできない場所の露出面			○					
10)	通風止め	○ ⁽⁴⁾							
11)	根太	○ ⁽⁴⁾		○					
12)	内張り	○ ⁽⁴⁾							
13)	一次甲板床張り						○	○	
14)	床仕上げ材			○ ⁽⁶⁾			○		
15)	窓枠	○ ⁽⁴⁾							
16)	窓枠表面			○ ⁽³⁾	○ ⁽³⁾	○ ⁽²⁾	○		
17)	隠れた又は近づくことのできない場所の窓枠表面			○					
18)	天井張り	○ ⁽⁴⁾							
注)									
(1)		冷却装置の管装置 (R5.3.1-2.を参照すること) に使用される防湿層は, 可燃性材料であっても差し支えないが, これらの材料の露出面は, 炎の広がりや妨げる特性のものでなければならない (規則 R 編 5.3.1-1.)。							
(2)		居住区域及び業務区域で, 当該部品を不燃性の隔壁, 内張り及び天井張りに取り付ける場合 (規則 R 編 5.3.2-2.)。							
(3)		不燃性の隔壁, 天井張り及び内張り等で囲まれた居住区域及び業務区域のみに適用する (規則 R 編 5.3.2-3.(1))。							
(4)		居住区域, 業務区域及び制御場所にある通路及び階段囲壁にのみ適用 (規則 R 編 5.3.1-2.(2))。							
(5)		塗料, ワニスその他の仕上げ材に適用する (規則 R 編 6.2.1)。							
(6)		通路及び階段囲壁のみに適用する。							
参照先の修正									

技術規則に対する誤記修正

安全設備規則検査要領 3編 2章 2.7.1

正	現行	備考
2.7.1 一般 (SOLAS Chapter III Reg.13, LSA コード 4.7.3.3)	2.7.1 一般 (SOLAS Chapter III Reg.13, LSA コード 4.7.3.3)	文言修正

以上